

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための
日本国とクウェート国との間の条約の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	締結の意義	一
二	条約の内容	一
1	適用対象及び定義に関する規定	一
2	二重課税の回避等のための規定	一
3	条約の濫用を防止する措置に関する規定	二
4	二重課税の除去の方式に関する規定	二
5	その他	二
6	議定書	二
三	条約の実施のための国内措置	三

一 概説

1 条約の成立経緯

政府は、クウェートとの間の所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約を締結するため、平成十八年（二千六年）十一月以来クウェート政府との間で交渉を行ってきた。その結果、条約案文について最終的合意に達し、平成二十二年（二千十年）二月十七日にクウェートにおいて、日本側武藤在クウェート大使とクウェート側ハマダ財務省次官との間でこの条約の署名が行われた。

2 締結の意義

この条約は、これまでに我が国が諸外国との間で締結してきた租税条約と同様に、経済的交流、人的交流等に伴って発生する国際的な二重課税を回避することを目的として、我が国とクウェートとの間で課税権を調整するものである。これにより、我が国とクウェートとの間の二重課税回避の制度が整備され、両国間の資本、人的資源等の交流が一層促進されることが期待される。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文三十箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その内容は、次のとおりである。

1 適用対象及び定義に関する規定

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用することを規定している（第一条及び第二条）。また、「租税」、「者」、「法人」、「国民」、「一方の締約国の居住者」、「恒久的施設」等の用語について定義している（第三条から第五条まで）。

2 二重課税の回避等のための規定

不動産所得については、不動産所在地国において課税することができること（第六条）、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合における当該恒久的施設に帰せられる所得についてのみ当該他方の締約国において課税されること（第七条）、また、国際運輸業所得については、企業の居住地国においてのみ課税されること（第八条）を規定するとともに、配当、利子及び使用料については、源泉地国の税率の上限（第十条から第十二条まで）を規定している。さら

に、不動産の譲渡収益及び恒久的施設に係る財産（不動産を除く。）の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができること（第十三条）、給与所得については、役務提供地国の滞在期間が百八十三日を超えない等の一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税されること（第十四条）、また、法人の役員報酬については、法人居住地国において課税することができること（第十五条）を規定するとともに、退職年金及び政府職員の報酬等についての課税の原則（第十七条及び第十八条）を規定している。加えて、これらの所得以外の所得については、居住地国課税を原則としつつ、源泉地国課税も容認すること（第二十一条）を規定している。

3 条約の濫用を防止する措置に関する規定

匿名組合契約に関連して取得する所得に対して、国内法令に従って課税することができることを規定している（第二十条）。

4 二重課税の除去の方式に関する規定

我が国及びクウェートにおいては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去することを規定している（第二十二条）。

5 その他

両締約国の企業の間商業上又は資金上の特別な関係がある場合における所得の計算方法並びにその場合の課税上の調整方法及び調整の期間制限（第九条）、租税に関する無差別待遇（第二十三条）、納税者の不服申立て及び権限のある当局の間の相互協議手続（第二十四条）、両締約国が課するすべての種類の租税に関する情報の交換（第二十五条）、この条約の規定により現在又は将来認められる租税の減免が制限されることはないこと（第二十六条）、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権とこの条約との関係（第二十七条）等について規定するほか、この条約の効力発生（第二十九条）及び終了（第三十条）について規定している。

6 議定書

「一方の締約国の居住者」に年金基金等が含まれること（議定書1）、独占販売業者としての活動又は独占販売契約を有するという事実のみによつては、いずれの一方の企業も他方の企業の恒久的施設とはされないこと（議定書2）、建築工事現場等から得られる利得のうち恒久的施設に帰せられるものの範囲（議定書3）、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによつて取得する利得の範囲（議定書4）、我が国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人の範囲（議定書5）、

我が国の法令に基づいて設立された年金基金が受益者である利子の取扱い（議定書6）、「公認の有価証券市場」の範囲（議定書7）、我が国については「他方の締約国の政府」には預金保険機構を含むこと（議定書8）、政府が全面的に所有する航空会社の使用人が受け取る報酬の取扱い（議定書9）、条約第二十二條（二重課税の除去）の規定の適用に関する補則（議定書10）、条約第二十三條（無差別待遇）の規定の適用に関する補則（議定書11）及び情報の提供を拒否できる場合（議定書12）について規定している。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。